



発行所
 一般社団法人神奈川青色申告会
 横浜市神奈川区西神奈川
 1-9-3 グレース竹和武番館3階
 TEL 045-577-0615
 FAX 045-577-0618
 URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



消費税（インボイス）の記帳は大丈夫ですか？ ご不明な点のご相談はお早めに！

インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請をし、消費税課税事業者となられた方は、インボイスの交付・確認保存とともにインボイスに対応した帳簿を記帳しなければなりません。消費税の税区分など対応した記帳をしていないと消費税の申告ができません。インボイス登録をされていない消費税課税事業者の方も含め、特に一般課税で申告される方は記帳方法を始め消費税の申告に向けて事前準備が必要です。

12月からの決算準備指導会及び翌年1月からの確定申告指導会ではインボイスに対応した記帳指導は行いませんので、ご不明な点がある方は11月末までにご相談にお越しください。



2割特例と簡易課税の納税額試算表

個人の免税事業者がインボイス発行事業者になったときは令和8年分の申告まで、消費税の納税額を売上税額の2割に軽減する2割特例を選択できます。この試算表は、2割特例または簡易課税を適用したときの納税額の目安を示しています。インボイス制度が始まった令和5年10月1日に登録を受け、令和5年分の申告は3ヶ月分、令和6年分以降の申告は1年分という方が多いと思います。納税額は3ヶ月分が1年分になると4倍程度が想定されます。消費税は所得税のような延納制度がありません。納税の事前準備をしてください。

各欄の上段は標準税率10%、下段は軽減税率8%での試算額

(単位：円)

課税売上高すべてが一つの税率・事業区分と想定		2割特例 すべての業種		簡易課税 事業区分 みなし仕入率						
				第一種 90%	第二種 80%	第三種 70%	第四種 60%	第五種 50%	第六種 40%	
		1年分 課税売上高	税率	納税額	【参考】3か月分 課税売上高	納税額	卸売業	小売業、 農業・林業・漁業 のうち食品の譲渡に係る事業	農業・林業・漁業 (第二種になるものを除く)、建設業、 製造業 など	飲食店業、 加工費を受け取り 役務を提供する事業 など
200万円	10%	36,200	50万円	9,000	18,000	36,200	54,400	72,600	90,800	108,900
	8%	29,600		7,300	14,700	29,600	44,300	59,200	-	-
300万円	10%	54,400	75万円	13,600	27,100	54,400	81,700	108,900	136,200	163,500
	8%	44,300		11,100	22,100	44,300	66,500	88,800	-	-
400万円	10%	72,600	100万円	18,100	36,200	72,600	108,900	145,300	181,700	218,000
	8%	59,200		14,800	29,600	59,200	88,800	118,400	-	-
500万円	10%	90,800	125万円	22,700	45,300	90,800	136,200	181,700	227,100	272,600
	8%	73,900		18,500	36,900	73,900	111,000	148,000	-	-
600万円	10%	108,900	150万円	27,200	54,400	108,900	163,500	218,000	272,600	327,100
	8%	88,800		22,200	44,300	88,800	133,200	177,600	-	-
700万円	10%	127,100	175万円	31,800	63,500	127,100	190,700	254,400	318,000	381,600
	8%	103,500		25,800	51,700	103,500	155,500	207,300	-	-
800万円	10%	145,300	200万円	36,300	72,600	145,300	218,000	290,700	363,500	436,200
	8%	118,400		29,600	59,200	118,400	177,600	236,900	-	-
900万円	10%	163,500	225万円	40,900	81,700	163,500	245,300	327,100	408,900	490,700
	8%	133,200		33,300	66,500	133,200	199,800	266,500	-	-
1,000万円	10%	181,700	250万円	45,400	90,800	181,700	272,600	363,500	454,400	545,300
	8%	148,000		37,000	73,900	148,000	222,100	296,200	-	-

※2割特例は左赤枠が1年分、右赤枠が3か月分、簡易課税は1年分のそれぞれの納税額の試算です。

国税庁よりお知らせ

書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ

！ 令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。**

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら

国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

親睦日帰りバス旅行
季節花咲く・山中湖花の都公園と
信玄餅・クロワッサン詰め放題の旅



10月8日(火)親睦日帰りバス旅行が行われました。小雨模様の中、新横浜駅を予定通り出発しました。DVDによる税務研修を行い、最初の目的地山中湖花の都公園に到着しました。

山中湖花の都公園は30万坪の広大な敷地面積を誇る花畑を中心とした公園です。四季折々の花々が咲き誇り、園内では約30万本のキバナコスモスや百日草、ひまわり、赤そばの花でいっぱいでした。

次の目的地、赤富士ワインセラーに向かいました。ここでは出発前から楽しみにしていたワインの試飲をしました。試飲ワインは5種類あり、誰もが楽しめる味でとても美味しかったです。売店内には130種類ものワインがあり、目移りしながらお土産のワインを選びました。

そして桔梗屋河口湖フラワーガーデンに到着、ご当地グルメのほうとうや地元野菜を中心としたbuffetで昼食をとりました。昼食後は信玄餅の詰め放題、一生懸命ビニール袋を伸ばしたり工夫をして詰めていました。

最後に向かうのは、里の駅いちのみやです。ここでの楽しみは4種類の味のクロワッサンの詰め放題です。一つ一つパン職人が心を込めて焼いている大人気のクロワッサンです。紙袋に蓋ができない程たっぷり詰めた方もいらっしゃいました。山梨の特産品も買い、帰路につきました。お土産も沢山、とても楽しいバス旅行となりました。



会費改定と

口座振替スケジュールのお知らせ

6月の会報にてご案内申し上げましたとおり、令和6年6月11日開催の第12回定時総会にて令和7年4月分の会費より会費額の改定及び会費規定変更とする件について可決承認されました。つきましては今後の正会員会費の口座振替スケジュールについて左記の通りお知らせいたします。ご指定の預金口座よりお振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さいますようお願いいたします。なお、規定により既納の会費はお返しできませんのでご了承願います。

次回 会費の口座振替日及び振替金額

令和6年12月26日(木)

4500円

(現行月額会費1500円の3ヶ月払い)



次回以降 令和7年4月より

会費の口座振替日及び振替金額

令和7年4月28日(月)

12000円

(新月額会費2000円の半年払い)

※令和7年10月26日が日曜日のため翌営業日

令和7年10月27日(月)

12000円

(新月額会費2000円の半年払い)



神奈川県下の あおいろ優待サービス

抽選で5名様!

第7弾 横浜・八景島シーパラダイスペアチケットが当たる!
【応募期間】2024年9月2日(月)~12月31日(火)まで

神奈川県青色申告会連合会が運営している「あおいろ優待サービス」では、現在、「横浜・八景島シーパラダイス」ペアチケットのプレゼント企画を実施しています。今回も青色申告会の会員様以外の非会員の方もご応募いただけます! LINE公式アカウントの友だち登録をして専用の申込みフォームに必要事項を入力して送信するだけで申込みできます。皆様からのたくさんのご応募をお待ちしています♪

詳細はHPをチェック!



第2期分予定納税の納期と減額申請

第2期分納付期限は12月2日(月)まで

税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載された第2期分の金額が納税額となります。第2期分は令和6年11月1日(金)から令和6年12月2日(月)までに、納めることになっていきます。また振替納税をご利用の方の第2期分は令和6年12月2日(月)までです。

廃業、休業又は業績不振等の理由により、前年並みの税額が発生しない事が明らかであれば、減額の申請を行うことができます。第2期分の減額申請をする場合は、令和6年11月1日(金)から令和6年11月15日(金)までに予定納税額の減額申請書」を税務署に提出してください(この場合は、令和6年10月31日の現況で見積ることとなります)。「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

個人事業税納付期限のお知らせ

個人事業税第2期分

納付期限 令和6年12月2日(月)

県から送付される納税通知書によって、本年は、9月2日(月)と12月2日(月)の2回に分けて納めることになっていきます。

詳しくは神奈川県ホームページをご覧ください。

税を考える週間

小学生の税の書道展

神奈川県税務署及び管内関係民間団体による「小学生の税の書道展」を左記の通り開催いたします。

本年も提出された力作の中から選出された作品を展示しておりますので是非、お立ち寄りください。

展示期間 令和6年11月8日(金)～14日(木)
展示場所 キュービックプラザ新横浜6～9階東側通路

11月の港北出張所開設日 (月曜日開設)

- 開設日 11月 11日(月)・18日(月)・25日(月)
- 相談受付時間 10時～11時・13時～14時
- 電話番号 070-5593-2028
(開設日以外はつながりません)



お悩みの問題を弁護士に相談してみませんか？

無料法律相談会

■以下の例をはじめ様々な法律相談に
どうぞお気軽にご利用ください。

遺言・相続、損害賠償、不動産賃貸トラブル(家賃滞納、立退き等)債務整理、債権回収 など

- 日程 **12月3日(火)**
- 会場 **事務局**
- 相談受付時間 13時～15時
- 予約電話番号 **045-577-0615**
※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

私たちがご相談に応じます。



弁護士 池田 賢史



弁護士 津久井 啓貴

※業務の都合により当日担当する弁護士を事前にお知らせすることはできませんのでご了承ください。

税理士による

無料税務相談会 (毎月第1火曜日)

■以下の税務にまつわる相談などにご利用ください。
相続・生前贈与、土地・建物の譲渡、株式の譲渡、法人化検討、事業承継 など

- 日程 **12月3日(火)**
- 会場 **事務局**
- 相談受付時間 13時～15時
- 予約電話番号 **045-577-0615**
※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。事前にお電話いただきますようお願いいたします。

■事務局より

12月6日(金)は職員研修会のため12時までの業務とさせていただきます。ご迷惑をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

